



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 新  
代表者名 取締役会長 筒井 博  
(コード番号 9066 東証第一部)  
問合せ先 総務・コンプライアンス部長 山下雅司  
(TEL : 03-3238 -6663)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 106 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等、定款について所要の見直しを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上

別紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 5 条～第 11 条 (条文省略)	第 2 章 株 式 第 5 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会 第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 3 章 株 主 総 会 第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条 (条文省略) (員数)	第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条 (現行どおり) (員数)
第 20 条 当社の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。  (新設)	第 20 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>15</u> 名以内とする。 <u>2</u> <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、 <u>4</u> 名以内とする。
(選任決議) 第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	(選任決議) 第 21 条 取締役の選任決議は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議については、累積投票によらない。
(任期) 第 22 条 (条文省略)  (新設)	(任期) 第 22 条 (現行どおり) <u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3</u> <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
第 23 条 (条文省略) (取締役会の招集)	第 23 条 (現行どおり) (取締役会の招集)
第 24 条 取締役会招集の通知は会日より 5 日前に各取締役および各 <u>監査役</u> に対してこれを発するものとする。 ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 24 条 取締役会招集の通知は会日より 5 日前に各取締役に対してこれを発するものとする。 ただし、 <u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
第 25 条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)	第 25 条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)
第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>  (新設)	第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。  (重要な業務執行の決定の取締役への委任) <u>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)  
 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)  
 第 28 条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第 29 条～第 30 条（条文省略）  
 第 5 章 監査役および監査役会  
 (監査役および監査役会の設置)  
 第 31 条 当会社は監査役および監査役会を置く。  
 (員数)  
 第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。  
 (選任決議)  
 第 33 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)  
 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
 ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)  
 第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)  
 第 36 条 監査役会招集の通知は会日より 5 日前に各監査役に対してこれを発するものとする。  
 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)  
 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)  
 第 38 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)  
 第 39 条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

(監査役会規程)  
 第 40 条 監査役会に関しては本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(取締役の報酬等)  
 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)  
 第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第 30 条～第 31 条（現行どおり）  
 第 5 章 監査等委員会  
 (監査等委員会の設置)  
 第 32 条 当会社は監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集)  
 第 33 条 監査等委員会招集の通知は会日より 5 日前に各監査等委員に対してこれを発するものとする。  
 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)  
 第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(削除)

(削除)

(監査等委員会規程)  
 第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

<p>第 6 章 会 計 監 査 人  第 41 条～第 43 条 (条文省略)  (会計監査人の報酬等)  第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が  <u>監査役会</u>の同意を得て定める。  第 7 章 計 算  第 45 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人  第 36 条～第 38 条 (現行どおり)  (会計監査人の報酬等)  第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が  <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。  第 7 章 計 算  第 40 条～第 43 条 (現行どおり)  <u>附則</u></p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u>  1 <u>第 106 期定時株主総会終結前の社外監査役</u>  <u>(社外監査役であったものを含む。)</u>の行為  <u>に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を</u>  <u>限定する契約については、なお同定時株主総</u>  <u>会の決議による変更前の定款第 39 条の定め</u>  <u>るところによる。</u></p>
---	---

以 上